

一人の動き—
10月末現在
()は9月末との比較
出生5人 死亡4人
転入2人 転出10人
世帯数 1,273世帯(+1)
男 2,860人 (-5)
女 2,945人 (-2)
合計 5,805人 (-7)

広報

わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和54年12月1日
印刷所
(株)第一印刷所

和島村商工会館完工!!



施設の概要

* 1階	* 2階
事務室	第2 資料室
記帳指導室	第1 研修室
第1 相談室	第2 研修室
相談室	第3 研修室
資料室	

狩猟解禁と銃の暴発事故の防止

今年も、十一月五日から翌年二月十五日までの狩猟解禁期を迎えましたが、最近のレジャーブームを反映して猟銃所持者が多くなりました。しかし、これに反してマナーの低下による銃の暴発事故等が増え、毎年人身事故が発生しています。

このため、警察では猟友会などの関係機関や団体と協力して、
○猟銃などの不法所持の防止
○無免許狩猟の防止。
○狩猟時間及び場所などを中心にハンターの指導や取り締りにあたっています。
不幸な事故が起らないよう狩猟には十分注意を!!

相続の放棄について

新聞や雑誌の「法律相談」欄で、「夫は商売をしていたが、その死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしていたことがわかった。夫には財産はなにもなく、あとに残された者にはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか。」とか、「息子が交通事故で急死したところ、高利貸から金を借りていたことがわかった。妻子がないので自分に返済の請求がきて困っている。」とかいった相談を見受けることがあります。

このような相談に関する問題は、一生のうち、そう何度もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持たないため、親戚間でもめごとが起きて気まずくなり、思わぬ不利益を受け、遺族があととまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで、今回は、相続に関する問題—特に格別財産もないのに負債などが多くあり、このままでは遺族が苦しい思いをするような場合には、どうすればよいのかを簡単に話しましょう。

○相続放棄とは
現在の相続に関する法律により、たとえ結婚して子供のいる人が死亡すると、その人の財産は残された妻と子が、また妻の子のない人の場合にはその両親あるいは兄弟が、原則として無条件に相続することになります。この場合、相続される財産—遺産には、その人に属していた権利義務いっさいが含まれますので、家・土地・現金などのほかに、取引先や知人などに対する売買代金や借金のようない負債も含まれることとなります。

○相続放棄の申述をするには
相続放棄の手続は別にむずかしいものではなく、死亡した人の住居の家庭裁判所に行き、窓口で用意してある用紙に記入して署名押印するだけで、受け付けてもらえます。必要な書類としては、自分と死亡した人の戸籍謄本が各一通程度です。費用も約二百円ぐらいて済むのが普通です。死亡地が遠い場合などには、郵送による申述書の提出もできますので、もよりの家庭裁判所から用紙をもらって利用するのもよいでしょう。

人権週間について

今年は一九四八年十二月十日に世界人権宣言が採択されてから三十一周年目に当たります。

この日を記念して十二月十日を最終日とする一週間、すなわち十二月四日から十日までを「第三十一回人権週間」として、広く国民に人権意識を高めるために呼びかけています。

今年の人権週間のスローガンは、「人権の共存—互いに相手の立場を考へて豊かな人間関係をつくらう」。「部落差別をなくそう」。「婦人の地位を高めよう」の三つです。

わたしたちの日常生活に水や空気がかかせないように、わたしたちがしあわせな生活を送るためには、おたがいに人権を尊重しあうことが大切です。

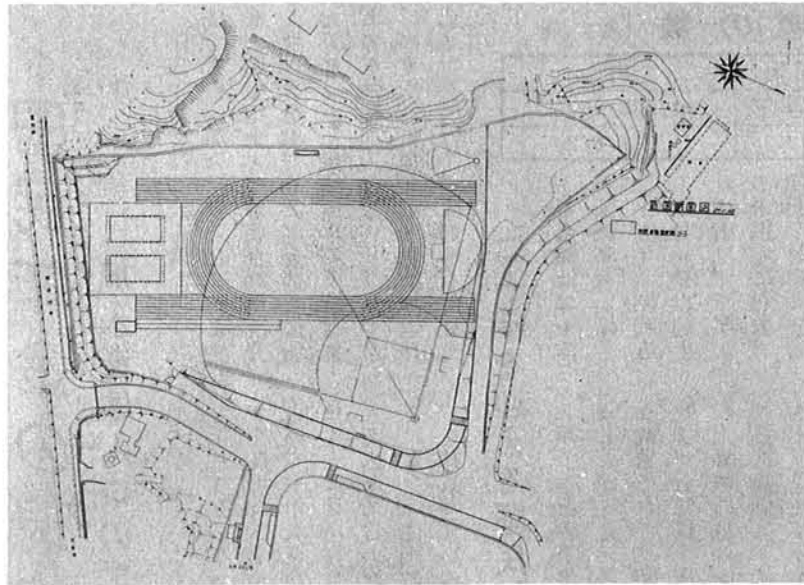
万人人権がおかされたときや、お困りのことがありましたらお近くの法務局か人権擁護委員に相談しましょう。

相談はいつでも無料で秘密は守られますので安心して御相談ください。和島村の人権擁護委員は次の方々です。

- ・八子房雄 和島村阿弥陀瀬
- ・池田一雄 和島村北野

新潟地方法務局柏崎支局
柏崎人権擁護委員協議会

◆ ◆ ◆



運動広場 いよいよ着工!!

本村は、体育館と野球場に次ぐ運動施設として、陸上競技用のトラックを中心とした運動広場の建設を進めてきましたが、このたび発注も終り、今年度末の完成をめざして着々と工事が進められています。

この施設は、村民野球場と同様和島ブルボン株式会社の立地にかかる工業再配置促進費補助金の交付を受けて建設するもので、完成後は、第五種公認競技場の認定を受ける予定になっています。

施設の概要は、次のようになっています。

※陸上競技場	
面積	17,100㎡
(芝張)	8,300㎡
・トラック	
コース	8
一周	200m
直線	140m
砲丸サークル	1面
砲丸場	1面
高跳	1面
テニスコート	2面
※野球場(軟式1面)	
中堅	110m
両翼	90m
バックネット	1基
スコアボード	1基

国民年金と運動広場

国民年金が昭和三十四年に生まれ、「国民皆年金時代」になってから今年で二十年目を迎えました。現在、国民年金には日本の全人口の四分の一にあたる二、七〇〇万人もの大勢の人々が加入しており、わが国の年金制度の大きな柱となっています。また、六十歳以上のお年寄りが全国に一、四〇〇万人おられますが、国民年金から老齢年金をうけている人は七九一万人、新潟県内では二八万人、和島村では九五五人にのぼります。このほか、障害年金や母子年金もありますが、これらの人達に支給されている年金の総額は一兆五千億円を超える膨大な金額です。

ところで、加入者のみなさんが納めた保険料は、将来、みなさんが年金を受け取る時の財源(年金積立金)として大蔵省の資金運用部にいったん預けられています。この年金積立金は、加入者や年

金受給者、地域のみなさんの福祉向上を図るため、生活資金や住宅建設資金の貸付、あるいは市町村などに対して病院・保育所・体育館などの公共福祉施設の建設資金に融資されています。当和島村でも、昨年の村民野球場の建設で、二、一六〇万円の融資を受けています。

そして、昭和五十四年度の村民

村長室の黒板から

十月十五日 女子職員バレー、県大会に出場。一回戦は勝ち二回戦で惜敗。捲土重来を期す。

十月十七日〜十九日 全国市町村長中央研修。県下で新任市町村長十二人参加、市町村の経営について行政、経済、企業等のエキスパートによる研修。現職市長の実務経験による講演が実感を持って受けとめられた。台風二十号佐渡沖通過のニュースを聞き、心配しながら帰村。乗車した「とき号」以後の特急行全部運休。辛うじて帰村。管理職待機。幸い被害なし。

十月二十日 大津橋架替工事起工式に参列。昭和五十六年度には二車線完成の予定。

十月三十日 農業改良普及所管

三、九九〇万円の年金積立金融資産をうけることになりました。

このように、国民年金はただ単に老後や万一のときに年金を支給するばかりでなく、私たちの社会をより住み易くするために大いに役立っている制度です。この国民年金をさらに発展させるためには、私たち一人一人の理解と協力がなによりも必要といえます。

運転が示す あなたのお人柄

財政状況について

昭和五十四年度第一回の財政事情の公表として、昭和五十四年度上半期(九月三十日現在)における財政運営の状況についてご説明いたします。

昭和五十四年度の国内経済は、これまでやや堅調を保ってきた景気も、卸売物価の上昇とイラン政変で表面化した石油情勢の変化など新しい問題が発生し、景気動向についての見通しを困難にしています。このため、政府も物価と景気の両にらみをした経済運営を行なっていくこととしています。

こうした中で、昭和五十四年度の当村財政は、四月一日付の広報「わしま」第六十八号でお知らせいたしました内容で運営を開始いたしました。

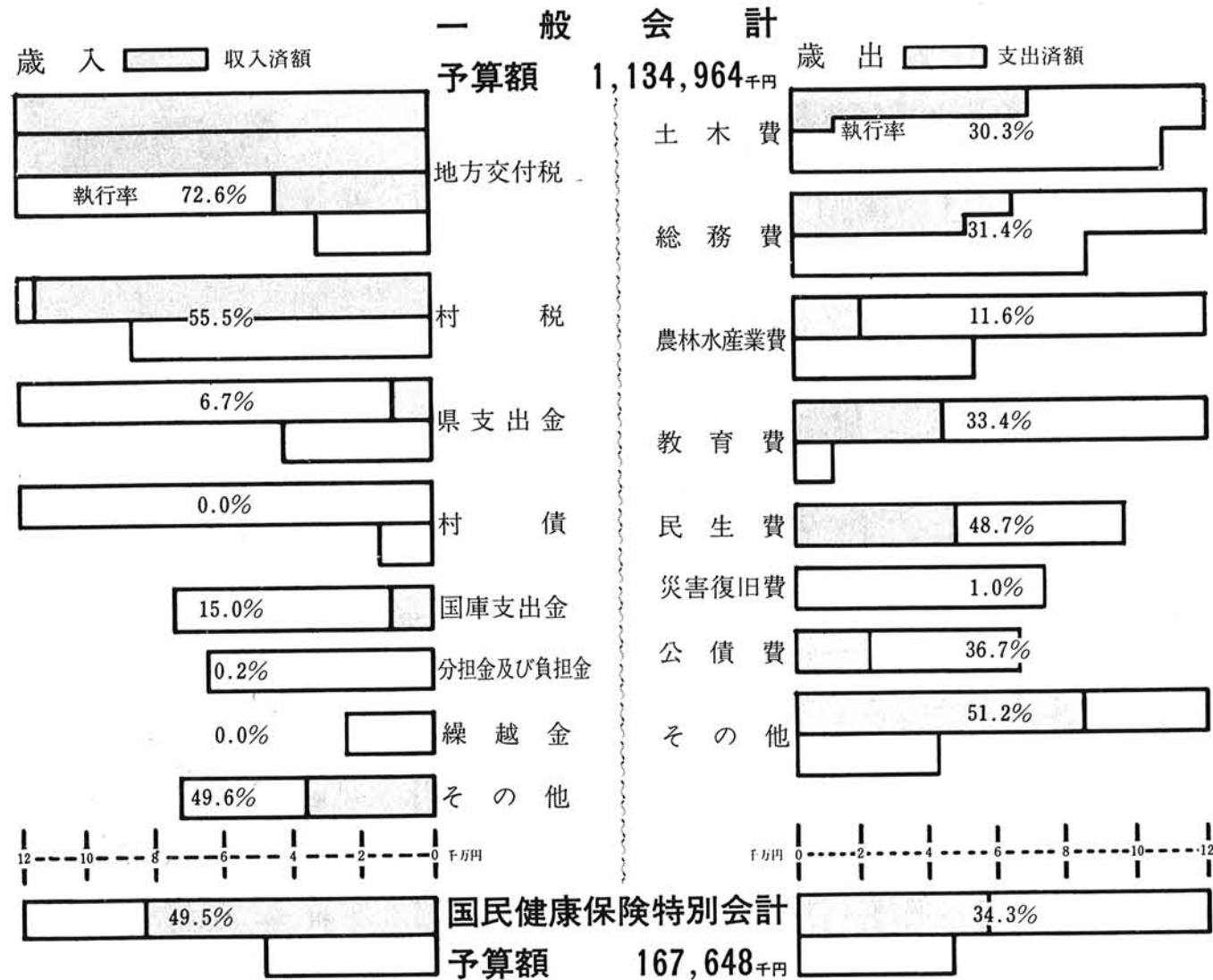
そして、六月には第一回の予算補正を行ない、高畑地区ほ場整備事業(単独分)三、〇二〇万円、商工会館建設補助追加分九五〇万円、道路橋りょう費二、三七四万円など六、七九八万円の増額を行いました。

続いて九月には、第二回及び三回の予算補正を行ない、高畑地区ほ場整備事業(補助分)五二二万円、公共施設用地購入費二六〇万円、林業構造改善事業費二二四万円、道路改良補償費一〇〇万円など一、三九八万円の増額を行いました。これによりまして、九月三十日現在における予算の総額は十一億三、四九六万円となりました。この予算の執行状況についてみますと、歳入全体では四億五、八五九万円が収入済額であり、その執行率は四〇・四%、歳出全体では三億五、二〇二万円が支出済額であり、その執行率は三一・〇%であります。また、村税についてみますと、予算額は二億六七九万円、収入済額は一億一、四七六万円であり、その執行率は五五・五%となっております。

次に、村債について申し上げますと、昭和五十三年度末における村債の現在高は五億五、二六九万円でありましたが、上半期におきまして六二二万円の償還をいたしましたので、九月三十日現在における村債の現在高は五億四、六四七万円となりました。

以上財政状況のあらましについてご説明申し上げましたが、下のグラフなども参考にしてください。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昭和54年度予算執行状況



あぶないぞ!! おしゃべり道草ふざけっこ

国民年金の現況

加入者は人口の二十八%

国民年金では、二十歳〜五十九歳の者を、加入対象としています。が、厚生年金・共済組合等サラリーマンを対象にした年金制度に加入できない、農林漁業者・自営業者等を強制加入とし、サラリーマンの妻や、年金(軍人恩給等を含めて)を受けている者等を、任意加入としています。

国民年金の加入者の数は、公的年金制度加入者全体の四十八%を占め、一番大きな規模となっています。又和島村では、赤ちゃんから老人まで含めた総人口の二十八%になり、住民の年金保障の大部分を荷負っているとも言えます。

二十年を迎える国民年金(二)

年金額は二十倍
国民年金では、二十五年(昭和五十四年四月一日以前生れた者は、十年、二十四年に短縮)以上、保険料を納める(免除期間も含まれる)と、六十五歳から「老齢年金」を受けられます。その外に、保険料を納めていない者(免除者も含む)が、障害者になった場合に支給される「障害年金」等、表一のような年金の種類があります。その年金額は、制度発足当初は、

	強制加入者	任意加入者	計
全 国	20,193,419人	7,609,874人	27,803,293人
和 島 村	1,276人	296人	1,572人

受給権者の数と年金額
国民年金を受けている者の数は、和島村の加入者の三十七%に当り、又支給される年金額の総額は、昭和五十三年度中に徴収された保険料額、五三、七八三、六四〇円の二・六倍となっており、住民の老人福祉等に、大きな力となっています。

	和 島 村	全 国
老齢・通老年金	532人	4,683,686人
障 害 年 金	25	195,467
母子・準母子年金	17	127,263
遺 児 年 金	0	6,022
寡 婦 年 金	2	44,789
計	576	5,057,227
年 金 額 合 計	142,542,700円	

特例納付制度
充実した国民年金制度ですが、加入者の中には、今まで保険料を納めなかったため、又国民年金に加入しなければならぬのに、加入しなかったため、老齢年金を受ける資格を取れない者、いわゆる「無年金者」がまだ見受けられます。このような者のために、過去の未納期間の保険料を、月四、〇〇〇円で納めることが出来る特例納付制度があります。この特例納付制度は、昭和五十五年六月末が期限となっており、この機会に、自分の今までの保険料の納めた状況や、国民年金以外の加入期間をよく調べ、「無年金者」に落ちこぼれないよう、この特例納付をする必要があります。

現在、六十五歳以上の人口は、十五歳〜六十四歳までの人口に対し、十三%を占め、昭和八十年には、二十四%にも達し、四人で一人の老人を養わなければならないことが予想されています。そのため、国民年金の保険料は、今後ある程度高くなるを得ません。又このような「老齢化社会」に備えて、安心して老後を送られるよう、今から保険料を滞納しないで納めると言う、自分の老後は自分自身での備えと、若い働ける者は老人の年金を負担すると言う、互に助け合う「相互扶助」の意識を持つ必要があると言えます。

- 12月中旬に
60歳になる人
大正8・12・2、大正9・1・1生まれ
- ◎かけ金をかけ終りました
65歳になる人
大正3・12・2、大正4・1・1生まれ
- ◎老齢年金を請求しましょう
70歳になる人
明治42・12・2、明治43・1・1生まれ
- ◎老齢福祉年金を請求しましょう
(老齢年金受給者は非該当)



Smokin Clean!!

たばこは村内の販売店で買きましょう!!

昭和53年度に村の販売店で買われた、たばこの本数は、1,377万本で、たばこ消費税は、1,695万円でした。

消費税は、道路や橋、学校等の建設資金や、福祉の増進に大いに役立っております。

また消費税は、その村で販売された、たばこの本数によって異なります。お出かけの際には忘れずに村内でお買求めの上、お出かけ下さい。

除雪準備OK!!

雪の季節を迎え、冬期間の交通確保のため、国県村の三者で、除雪計画を定め道路除雪を行ないます。除雪作業が順調に無事故で進むよう皆さんの御協力をお願いします。

◎除雪計画

- 国道一六号線：建設省柏崎維持出張所が除雪します。
- 県道：与板土木事務所が除雪します。道路の必要性に応じて二車線確保する第二種除雪区間(バス路線)と一車線確保する第三種除雪区間に区別されています。
- 村道：村が除雪します。除雪区間約五〇軒を計画しており、今年は新しくブルドーザ(一一七)



を一台増強し、村有除雪機械三台と民間機械の協力を得て除雪を行ないます。

◎協力をお願い
道路上に車や品物を置かないで下さい。

冬期間は、駐車禁止の道路はもろろのこと、村内の道路は幅員狭く、車や物品を放置されると除雪作業の障害となり、その先の除雪が出来ず他人の迷惑となります。またこれらの車や物品に損傷を与える事がありますが保償はいたしませんので協力をお願いします。

◎危険箇所の表示
除雪道路沿いに壊れ易い物や危険箇所がある場合には、赤布やポール等で一目でわかるように表示して下さい。

消防水利の除雪

いよいよ積雪のシーズンです。万一の火災に備え、消防水利(消火栓・防火水槽・池・プール・川など)がすぐ使えるよう部落の皆さんで協力して除雪して下さい。

消火栓には赤い布きれなどで目じるしをして下さい。

各道路の除雪については、職員が深夜よりの出動を計画し、最善の努力をいたしますが、一夜による豪雪など、さまざまな悪条件が重なることもあり、消火が手間どり、大事にいたることも考えられますので、火の元には充分気を付けて下さい。

これくらいと思う油断を火が狙う

与板郷消防署では多くの住民の皆さんの要望にこたえるため、水そう付消防ポンプ自動車の購入について組合議会の議決を経て発注いたしました。十月下旬完成し運用を開始いたしました。この消防ポンプ車は二トンの水槽を装備しておりますので、火災現場に到着すると直ちに放水し約五分間放水できますので初期消火に大いに役に立つことが



～ 村内道路規制状況 ～

- ・村道北辰線 全面通行止
期 間……昭和54年11月5日～12月7日
工 事……越後線中学校踏切道拡幅工事のため軌道内を掘削
- ・村道角田線 全面通行止
期 間……昭和54年11月10日～12月10日
工 事……道路消雪パイプ設置工事のため道路を掘削し送水管を付設
- ・県道赤泊・与板線 片側通行
期 間……昭和54年11月10日～12月23日
工 事……道路消雪パイプ設置工事のため道路を掘削し送水管を付設

◎県道与板・北野線塩入トンネル工事のため、12月10日まで全面通行止めですが、11日より一時工事を中止し、通行可能となります。

- 期待されております。勿論水そうの水が無くなった場合、普通の消防車と同じく一般の水利を利用して放水することができます。
- ▽車両諸元
- 一、車 両 いすゞ 四トン車
 - 二、ポンプ 日本機械工業(株)
 - 三、車両全長 六、七六〇mm
 - 四、車両全巾 二、二〇〇mm
 - 五、ホイールベース 三、七〇〇mm
 - 六、購入価格 一、一五〇万円(うち国庫補助 三四〇万円)
- 与板郷消防署

これくらいと思う油断を火がねらう!

急ぐほど 減らす燃料.増す危険

恩給の改善について

恩給法の一部を改正する法律（第五四号）に基づき旧軍人等にかかるあなたの恩給が改善されます。（五十四年十月一日から施行）

現在受けている恩給・扶助料の年額が増額されるものについては、次の請求改定となるものを除いて、職権改定されますが、次の改善については請求の手続が必要です。該当する方は所定の請求手続を行なってください。

▽請求手続を必要とするもの

一、次の要件を備えた旧海軍の特務士官や準士官であった方の仮定俸給の改善

(一)下士官として在職していたことがあつた者

(二)昭和二十年十一月三十日まで旧軍人としての実在職年数が普通恩給としての所要最短期間

以上である者

二、旧軍人等の加算年を年金額に反映させる年齢要件が「六十五歳以上」から「六十歳以上」に引き下げられます。

三、訓導等として勤務していた者が代用教員期間が恩給の基礎に職年を通算されます。

くわしいことは新潟県民生部援護課恩給係又は役場住民課福祉係におたずねください。

旧軍人の一時恩給及び一時金について

旧軍人として実在職年が三年以上ある方には現在一時恩給若しくは一時金が支給されておりますが、まだ未請求の方が相当あります。未請求者又はその遺族の方は、次の事項を参考にして、市町村役



東保内部落集落開発センター完成！

昨年計画され、七月に着工した東保内集落開発センターが、十一月三日に竣工いたしました。村では四カ所目の建設になり、機能・内容も充実しており、住民との対話による明るい部落作りの拠点として盛んに利用されております。

ゴミ収集とし尿汲取りのお願い

◎これからは雨や雪の降る日が多くなり、各家庭から搬出されるごみが雨にぬれたり、雪の下になり燃えにくくなります。ごみを搬出する際は必ずビニール袋から段ボールに入れぬれないようにして下さい。収集車の廻った後には搬出しないで下さい。

◎不燃物（危険物）の冬期間収集中止について

埋立地への道路は、雪が降っても除雪しないため、通行止となりますので、十二月限りで来年四月まで

危険物の収集はいたしません。今回収集後は再開のお知らせのあつたまで、絶対に搬出しないで下さい。以上のことは毎年お願いしていることですが、守られていない所が多くあります。必ず守って下さい。

◎し尿汲取りについて

年末になると汲取り希望が多くなります。又雪が降り屋根の雪下しをすると汲取りが不便になります。汲取りを希望される方は早目に申し出て下さい。

◇献血に御協力をお願いします。

ご承知のように病院等で受ける輸血は特殊の例を除き、全て「相互扶助」の基に、「善意の献血」によるものです。不慮の事故や病気の手術等に必要なた輸血用血液が、これらの冬期間は特に需用が増加する反面、献血者は



保健衛生行事

12月の妊婦検診は13日の午後1時半から福祉センターで行ないます。同時に母親学級を実施します。

12月7日一般婦人の貧血検査を実施します。

午前9時半から10時まで受付 島田地区

午後1時から2時まで受付 桐島地区

場又は県庁民生部援護課へおたずねください。

○旧軍人の実在職年が引き続いて三年以上の人……一時恩給

○旧軍人の実在職年が断続しており、合計して三年以上の人……一時金

☆ ☆ ☆

心身障害者扶養共済制度

この制度は、昭和四十五年から実施されています。

心身障害者を扶養している方の大きな悩みは自分の死後残された障害者を誰が面倒をみるかということではないでしょうか。もちろん親族が扶養するとしても精神的・経済的な負担は大きいと思います。そこで、このような保護者の不安を少しでも軽くし併せて障害者の方に幸せな生活ができるよう配慮するのが、制度の目的です。

今年で十年目を迎えました。一部改正が行なわれました。改正前は、加入できる年齢が満四十五歳未満であったのが、満六十五歳未満の人も加入できるように年齢制限が拡大されました。それともう一点は、現在加入中の方はもう一口、特約分として加入でき、又年齢拡大によって加入される方についてももう一口、口数追加分として任意で二口まで加入できるようにになりました。

掛金は、年齢区分により三十五歳未満の加入者は、月額千円から六十歳以上六十五歳未満の月額六千八百円と加入者の年齢によって決められております。

掛金は、納入年数二十年以上継続して納めかつ六十五歳以上になつたときは免除されます。納入された掛金は所得控除の対象になります。年金の支給は、加入者が死亡し又は廃疾となつたときは、その月から障害者の生存中一口加入者は月額二万円、二口加入者は四万円の年金が支給されます。又加入者より先に障害者が死亡した時は、一口加入者は二万円、二口加入者は四万円の弔慰金が支給されます。この制度に加入されたい方、制度の詳細は役場福祉係までお問い合わせ下さい。

児童相談についてお知らせ

お気軽にご相談下さい。電話や手紙でも結構です。

一、相談日（月・土）八時三十分～十七時（土曜日は正午まで）

二、二人の相談員と社会福祉士事務所がおります。

三、所在地 長岡市四郎丸沖田総合庁舎内三古社会福祉事務所家庭児童相談室

電話長岡〇二五八三三〇三二二一 内線二二六

各種制度のお知らせ

◆世帯更生資金

生活にお困りの世帯や身体障害者世帯を対象に貸付けを行なっています。

内容は更正・身体障害者更正・生活・福祉・修学・療養・災害援護の各種資金があり、資金の種類によって貸付限度額や据置・償還期限に違いがあります。

◆母子福祉資金

母子家庭を対象に貸付けられるもので、世帯更生資金とほぼ同じ制度になっています。

◆高額療養費資金

医療費が一カ月三万円九千円を超えた分は、国や市町村で負担することになります。国から支払われるまでの間（約三ヵ月）無利子で貸付けします。

◆介護器具（ギャッチベッド）貸与について

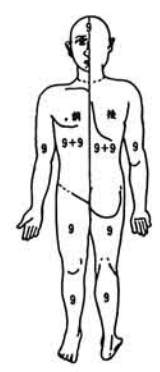
日常生活上の用を足すことが困難な六十歳以上の在宅なたり老人又は在宅重度障害者に対して、ギャッチベッドの貸与を行なっています。

日常介護にお困りの方は地区の民生委員又は役場福祉係にご相談下さい。

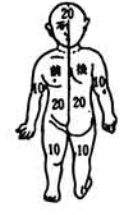
健康よもやま(45)

やけどの広さのめやす

体表面積の比率 (からだの9の法則)



乳児の場合 (Blockerの法則)



冬は暖房器具・ポット・やかんによるやけどがふえます。手当のし方で回復にずれ分差がでますので、注意深い手当が必要です。

▽やけどの深さ

I度・赤くなるが、水疱は生じない。痛みと熱感あり。

II度・水疱・びらんを生じ痛み強度。

III度・完全に真白となり、水疱も生じない。さらに深い時は、黒こげとなり、痛みや知覚は消失する。

▽やけどの広さ

やけどの重症度は、深さより広さにより決まる。子供は少しのやけどでも体表面積比が大きいいため重症化しやすい。

▽やけどの手当

①局所を冷やす。水道水を流し放して最低二〇分間冷やす。やたらに薬はつけない。

②衣類はむやみに脱がさず、皮膚とくっついている時は衣類の上から水をかけ病院へ。

③水疱は破らない。

④III度・II度以下でも全体面積の一〇%（小児では五%）以上になるものや、顔面・頭部・外陰部・関節部を含む場合、緊急に医療機関へ運搬する。

12月の心配ごと相談

日 時……… 5日・25日午前9時から午後3時まで
15日 午前9時から正午まで

場 所……… 福祉センター相談室

内 容……… 生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

訪問販売の 上手な利用法



「訪問販売」とは、常設展示場なども含めて、店舗とみなされる場所以外での販売をいいます。ですから、当然、職場や路上での販売も含まれますが、一番大きなウエイトを占めているのが、セールスマンによる家庭訪問販売です。

消費者にとっては、店頭に向く時間も手間もかけずに、居ながらにして商品が手に入る——を上手に利用すれば、通信販売と同じように、便利な商品購入の方法です。

ところが、便利な反面、訪問販売をめぐる不満やトラブルも多く、三人に一人（通商産業省調べ）が経験しています。

その主な内容は、
▽セールスマンの勧誘方法が強引だったり、詐欺的だった。
▽説明が不十分あるいは誇大だったため、買った商品がイメージと違った。
▽販売条件がはっきりしなかったため、違約金などをめぐりトラブルが生じた。

このようなトラブルを防ぎ、訪問販売を上手に利用するため次のような点に注意してください。

①現金購入以外の場合は、販売条件などを書いた書面が渡されまうので、販売条件、支払い方法などを確認してください。また、家庭訪問販売については、現金購入の場合でも、販売業者の名前などを記した簡単な領収書的な書面が渡されます。後で問題が起こった場合、責任追及などに役立ちますので、保存しておきましょう。

②契約の申し込みをした日、あるいは契約をした日を含めて四日間以内であれば、申し込みや契約を取り消すことができます。これ

は、「クーリング・オフ規定」とい、いわゆる頭を冷やし、冷静に考える期間です。

この期間内であれば、無条件で支払った頭金を全額返してもらったり、業者の負担で商品を引き取ってもらうことができます。しかし

し乗用車とか現金購入はたは、消耗品等を使用し、もしくは一部消費した場合、または営業所で申込みをし、住居で契約した場合などは、クーリング・オフの規定がありませんので、契約、お支払いは慎重に。



交通事故相談

交通事故のご相談はご遠慮なくどうぞ
平日は午前九時半から午後四時半まで（土曜日は正午まで）
専門の相談員が親身になってご相談に応じます
弁護士相談日 毎週水曜午後一時～午後四時

新潟駅前自動車保険請求相談センター

相談無料
新潟市東大通一―一三〇 住友生命ビル九階
新潟駅前調査事務所内
直通〇二五二―四三―〇八二四
〇二五二―四三―二二二一
新潟駅前より信濃川に向って左側

国鉄よりお知らせ

例年実施しております年末荷物の臨時窓口扱いを本年も下記のとおり実施いたしますので御利用下さいませよう願っています。

1. 実施 駅……妙法寺駅
2. 実施 月日……12月22日・23日
3. 取り扱い時間……10時30分～15時迄
4. 取り扱い荷物……30kg以内の普通扱い手荷物・小荷物。

年末年始

みんなそろって明るい正月

食品衛生のチェックポイント

正しい表示 買う前に確認を

食品の表示は、商品を買う人にとって、これに頼るといふばかりでなく、製造業者や販売者にとっても大切な商品管理の目安になっています。

すべての食品について、誰が、いつ、どこで、なにを、つくったかの表示をすることが望ましいのですが、食品衛生法では、おおむね次の食品に表示を義務づけています。

マーガリン、酒精飲料、清涼飲料水、ハム、ソーセージ、ベーコン、魚肉ハム、魚肉ソーセージおよび鯨肉ベーコン類、冷凍食品、容器入り食肉、生かき、生めん類、べんとう、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、



生かき、生めん類、べんとう、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、

ものについては、原則として次の表示をしなければならないことになっていきます。

(1) 名称
(2) 製造または加工の年月日

- (3) 製造所または加工所の所在地
- (4) 製造（加工）者の氏名（法人の場合はその名称）
- (5) 添加物を含む食品にあつてはその旨
- (6) 使用方法、保存方法が定められている食品、添加物にあつてはその方法
- (7) その他（食品衛生法施行規則第五条に定められている事項）

食品保存

温度管理を厳重に

食品には、それぞれの性質に応じて、品質を保つための適温があります。また貯蔵する期間によつては、できるだけ低温にしておくことが必要です。ですから、保存する場合は、その食品が何度で何日もつかということを、よく知っておくことが大切です。

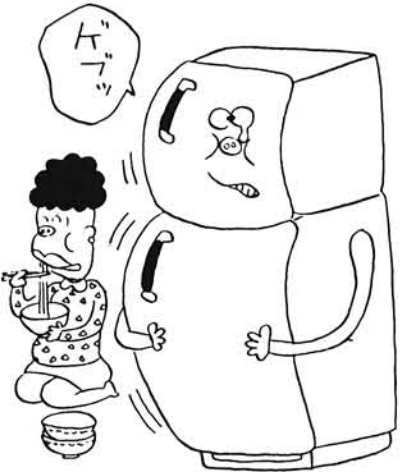
たくさん食品を冷蔵庫などで保管するとき、とくに注意したいのは、詰めすぎないことです。詰

めすぎは、冷却効果を半減させますので、庫内のスペースの、せいぜい五〇～六〇%までにとどめて下さい。

それに、冷蔵庫の食品を一週間に一度は必ずチェックして、古いものと新しいものの置き場所を工夫するなど、庫内の整理をおこたりにく。

忙しいときは、手近なものから取りがちですから、日づけの古いものは手前に置き、新しいものは奥の方へ置くようにするといひでしょう。

同時に、冷蔵庫に入れて置けば大丈夫とばかり、冷蔵庫を過信するのは危険です。常に庫内の清潔を保ち、開けすぎや詰めすぎによつて、庫内温度が上昇しないよう気を配りましょう。



工業統計調査に協力を

製造業を営むみなさん、今年も恒例の「工業統計調査」が行われます。

十二月三十一日現在の調査のため、年末年始のお忙しい中を調査員がお伺いしますが、ご協力下さるようお願いいたします。

この調査によつて、わが国の製造業の実態や製造活動の現状が明らかになるほか、調査のデータは製造業のみならず各種製品の生産・販売のプランをお立てになる場合の参考になるのをはじめ、例えば、都市開発や下水道計画の資料となるなど私達の国民生活の向上に広く活用されます。

ご記入いただいた調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対ありませんので、安心してありのままをお書きください。

尚、調査員は次の通りです。

- ・ 桐島地区 早川国彦さん
- ・ 島田地区 小熊光雄さん